

板橋エコアクション認定審査会要綱

(平成17年12月7日区長決定)

(改正平成20年12月5日区長決定)

(改正平成24年 4月1日区長決定)

(改正平成25年 4月1日区長決定)

(改正平成30年 3月30日資源環境部長決定)

(設置)

第1条 エコライフスタイル確立・定着の板橋エコアクション2008要綱(平成20年12月5日区長決定)第38条に基づき、有識者が認定に係る内容を評価するための場として、板橋エコアクション認定審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 審査会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 認定基準に関すること。
- (2) 認定に係るエコレポートの審査に関すること。

(組織)

第3条 審査会の委員は、次の各号に掲げる者につき、区長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者 5名
- (2) 区職員 1名

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

(委員長)

第5条 審査会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第6条 審査会は、委員長が招集する。

(会議)

第7条 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、資源環境部環境政策課で処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は資源環境部長が定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年2月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱の施行日は、エコライフスタイル確立・定着の板橋エコアクション2008要綱の施行日とし、平成20年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。